

令和元年度さいたま市文化財保護審議会 一第2回一 議事録

1 日 時 令和2年1月31日(金) 14時から16時20分まで

2 場 所 さいたま市立中央図書館ミーティングルームB

3 出席者 委 員：岡本東三会長、小茂田美保委員、笹森紀己子委員、重田正夫委員、
内藤勝雄委員、波多野純委員、原由美子委員、細田浩委員、茂木栄委員
(欠席：老川慶喜委員、大越久子委員、清水亮委員、西山多壽子委員、
渡辺洋子委員)

事務局：竹居生涯学習部長、青木文化財保護課長、高橋文化財保護課長補佐兼文化
保護係長、澤柳課長補佐兼史跡整備係長、関根埋蔵文化財係長、鈴木主査、
菊地主任、上島主事)

4 議事

(1) 報告事項

- ア 第1号 令和元年度緊急指定解除文化財について
- イ 第2号 令和元年度文化財保護及び保存事業の概要について
- ウ 第3号 令和元年度指定文化財にかかわる申請届出受理
- エ 第4号 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理業務報告

(2) 諮問事項

- 第1号 「氷川参道の並木」の一部指定解除について

(3) 答申事項

- 第2号 市指定文化財の名称変更について

- ①考古資料 弥生式土器つぼ〔第6号(浦)〕
- ②考古資料 弥生式土器台付かめ〔第7号(浦)〕
- ③考古資料 弥生式土器脚付かめ〔第9号(浦)〕
- ④史跡 浦和宿石橋と供養仏
- ⑤天然記念物 コルクガシ

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴人の数 0人

7 審議内容 下記のとおり

記

○ 議事録署名委員選出

議事に入る前に、令和元年度第1回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員から同審議会の議事録の内容について「事実と相違ない」旨、報告があった。引き続き、令和元年度第2回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員の選出を行った。

(1) 報告事項

ア 第1号 令和元年度緊急指定解除文化財について

- ・年度途中に諮問し、了承をいただいている天然記念物について、教育委員会会議を経て、12月27日付けで解除となった。

イ 第2号 令和元年度文化財保護及び保存事業の概要について

資料3ページから10ページに沿って、各係より報告を行った。主なものは以下のとおり。

- ・文化財保護審議会
- ・文化財の調査
- ・文化財保存事業費（補助金交付事業）
- ・指定文化財の普及啓発
- ・市所有文化財の管理
- ・「見沼通船堀再整備事業」進捗状況
- ・埋蔵文化財の調査・保存
- ・埋蔵文化財の普及啓発

これらの報告を受け、各委員より以下の指摘、発言がなされた。

波多野委員

- ・前回の議事録にあるとおり、岩槻城黒門について倒壊の恐れがあると指摘した。市としては修理する予算はないが、指定解除もしたくないということであった。そのため、倒壊の危険を避ける方法も提案した。しかし、今後について、倒壊を免れるために暫定的な修理をするのか、しっかり根本的な修理をするのかなど全く説明がない。そのため、協力して

も何の返答もない状況である。このことについて説明を求める。

⇒事務局

- ・緊急的に補強を施す措置を想定している。
- ・明日地震が来たら倒壊するという状況であり、悠長なことは言っていない。あくまで臨時的な措置を提案したままで、それをはっきり認識するよう伝えたが、これでしばらく放っておいて大丈夫という雰囲気を感じてしまう。これは不健全である。

⇒事務局

- ・なるべく早い段階で修理の体制を整えたいが、まずは緊急的な対応を行っていく考えである。
- ・前回の会議を発端に、緊急性を鑑み優先順位を高く設定して、市としては迅速に対応し予算措置にこぎつけようとしているところである。
- ・応急処置は決して格好良いものではないので、市としてそのままというのはみっともないと理解してほしい。

内藤委員

- ・文化財所有者と話をしていると地域によって、教育委員会に対する意見が様々あるようにも感じる。文化財所有者とコミュニケーションをもっととるべきだ。

⇒事務局

- ・文化財保護行政に対し、ご指摘のような厳しい目が向けられていると理解し文化財保護課のあり方を考えていく。

ウ 第3号 令和元年度指定文化財にかかわる申請届出受理

資料10 ページから12 ページに沿って、係より報告を行った。

エ 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理業務実施報告

資料12、13 ページに沿って、係より報告を行った。

(2) 諮問事項

ア 第1号 市指定天然記念物「氷川参道の並木」の一部指定解除について

「氷川参道の並木」のうちケヤキ5本の指定解除の諮問について、事務局より説明。

- ・氷川神社参道並木の一部であるのケヤキ(W262)(W286)については台風19号の影響で倒壊、き損したため、伐採済み。
- ・(W276)および(W287)は(W286)と同様大きな開口部があり、台風等による倒壊の恐れがある。
- ・(E165)は東側の根が民家の下に潜り込み影響を及ぼしている。

⇒会長

- ・(W262)、(W286)については既に伐採されているので、議論の余地はないが、他3本について検討したい。専門の委員の方のご意見をいただきたい。

⇒小茂田委員

- ・3本とも葉を茂らし、元気に生きてはいるが、倒壊の危険度とは異なるとりえ方をしないといけない。

(W165)は難しい問題がはらんでいるが、家屋の下に潜り込んでいる東側の根を切ってしまったら、致命傷となるであろうと考える。危険木となってしまう。住民の生命、健康を考えると指定解除し処置することもやむを得ないと考える。

⇒細田委員

- ・都市部の樹木は悩ましい。倒れてしまった樹木も葉はしっかりついていた。(W165)については予見となってしまうのだが、東側の根を切ると参道側に倒れてしまう危険性もある。大変悩ましいが、解除したほうがよいと考えた。

このことについて、他委員から以下の意見があった。

⇒内藤委員

- ・話を聞いていると氷川神社の並木については今後も一部解除が想定されるが、解除だけでなく、解除した後に今後の並木をどのようにしていくかという見通しについても、所有者と意見交換をするべき。

⇒事務局

- ・緊急的な対応として、既に失われてしまった樹木について、また危険を除去する目的で指定文化財の手続きとして解除という措置をとるため、委員の方々に御意見を賜ったところである。しかし緊急的な対応だけでなく、地域の景観等文化的な側面からも考えていかななくてはならないと考える。

⇒会長

- ・指定解除した場合、速やかに伐採などの処置をさせていただきたいところであるが、そうしたことについて、所有者側と連携は取れているのか。

⇒事務局

- ・直ちに全てを伐採するというわけにはいかないと思うが、所有者側とはコミュニケーション、確認は取れている。

氷川参道の並木 全体について意見など

- ・指定は並木全体ではなく、19本の樹木である。

- ・指定樹木の中に市が管理しているものも一部あるが、今回の5本の中には市が管理するものはない。
- ・5本解除するにせよ、5本解除となって文化財としての価値は損なわれないのか。指定本数が19本とすると、5本の解除は割合としても大きいと感じる
- ・樹齢は不明であるが、指定樹木は、戦後に植樹されたものである。
- ・氷川参道の並木は指定樹木以外の樹木も状態の悪いものが多々見られる。

⇒事務局

氷川参道の並木については、様々な課題を抱えていることをお示しいただいた。

19本のうち5本解除して文化財の価値は失われないのかというのは重い御指摘である。氷川参道の並木をどう保全していくかということのを改めて見直し、指針のようなものを設ける必要があるかもしれない。

会長より

今後の課題については部内で検討してもらおうとして、「氷川参道の並木」のうち該当の5本については指定を解除するという事で答申することとする。

(3) 答申事項

ア 第2号 指定文化財の名称変更について

本年度第1回審議会で、諮問第2号として審議を行った指定文化財の名称変更について資料19～26ページを参照し改めて説明。前回の審議会における疑義等を踏まえ岡本会長、笹森委員の協力のもと再調査を実施し、変更名称を再度提案した。

- ①考古資料 弥生式土器つぼ → 別所遺跡出土壺形土器
- ②考古資料 弥生式土器台付かめ → 大間木宮前遺跡出土台付甕形土器
- ③考古資料 弥生式土器脚月かめ → 伝白幡本宿遺跡出土台付甕形土器
- ④史跡 浦和宿石橋と供養仏 → 浦和宿「石橋並道普請供養仏」石塔
- ⑤天然記念物 コルクガシ → 大門のアベマキ

①～③考古資料について笹森委員より補足説明

①～③については、今はどの研究者でも古墳時代以降のものと判断するものであり、弥生時代という名称がついているのはよくないと判断した。また③について、しつこいほど調べたが、文献によって地名が異なることが分かった。しかし白幡本宿遺跡出土が明確である他の遺物とともに長らく保管され、そのように扱われてきたものであるため、伝と付け白幡本宿遺跡出土台付甕形土器とするのが良いのではないかと思う。

①～③について内藤委員より意見

- ・資料の説明は外部に公表されるものと考えてよいか。であれば、専門用語（〇〇式土器）などにも説明がないと理解できないのではないか。

⇒本資料はあくまで会議用のもの。該当土器を文化財保護課で活用する際は内藤委員の意見を踏まえ、わかりやすいものとしたい。

④史跡について以下のとおり質問、疑義等意見あり。

- ・刻まれている銘をそのまま資料名に用いるという例はあまり見たことがない。異例といえる。今後指定名称を決める際の前例となってしまうため、そこは慎重に考えたほうが良いと思う。これまで新指定名称の付け方について議論を尽くしてきたが、最初の名称がこれでよいのか。
- ・この石塔はいわゆる石橋供養塔であろうから〇〇〇〇〇供養塔というあっさりとした名称としてしまってもよいのではないか。浦和宿上町供養塔など。
- ・この石塔自体が仏という考え方があるというが、これ自体は仏でないであろう。
- ・銘は供養仏を造立したととらえるべき。よってこの石塔を仏としたのではないか。
- ・「奉造立石橋并道普請供養佛銘石塔」というのはどうか。
- ・銘からはこの石塔が造られた意味がいくつも想定されてしまう。

上記疑義を受け、会長、事務局より応答

④については、様々な解釈があるということで、一端保留とさせていただきたい。次回会議等で再諮問させていただきたい。

⇒会長

現在解釈できる範囲での名称としてほしいと思う。

⑤天然記念物について小茂田委員より補足

コルクガシはこのあたりの地域には存在しないはずである。

会長より

①～③及び⑤については今回の提案に疑義がないということで、案として出されたとおり名称変更をするということを本審議会の答申とする。

④については、史跡としての価値はあるということに変わりはないとするものの、名称については、今回の審議会においても結論が見いだせなかったため、継続審議とすることを答申とする。次回の会議でいくつかの案を提示していただきたい。

これをもって審議を終了した。